

平成 2 1 年 1 2 月 1 8 日

平成 2 1 年第 4 回 岬町議会定例会

第 3 日 会議録

平成21年第4回（12月）岬町議会定例会第3日会議録

○平成21年12月18日（金）午前10時32分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり14名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 治 末 雄	3番 中 原 晶
5番 和 田 勝 弘	6番 出 口 實	7番 奥 野 学
8番 谷 本 貢	9番 反 保 多喜男	10番 岡 本 重 樹
11番 辻 下 文 信	12番 辻 下 正 純	13番 豊 国 秀 行
14番 小 川 日出夫	15番 竹 内 邦 博	

欠席議員 な し

傍 聴 32名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田 代 堯	教 育 長 田 中 繁 樹
総 務 部 長 中 口 守 可	総 務 部 理 事 時 岡 貢
企 画 部 長 笠 間 光 弘	企 画 部 理 事 谷 下 泰 久
住 民 部 長 白 井 保 二	福 祉 部 長 芦 田 貴志雄
福 祉 部 理 事 南 康 明	事 業 部 長 兼 直 轄 理 事 松 永 英 三
上下水道部長 末 原 光 喜	会 計 管 理 者 兼 理 事 湊 原 義 仁
教 育 部 長 古 谷 清	総 務 部 総 務 法 制 課 長 中 田 道 徳
総 務 部 行 財 政 改 革 課 長 四 至 本 直 秀	総 務 部 危 機 管 理 課 長 亀 崎 義 夫

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 辻 下 一 博

議会事務局課長 大 山 鐵 男
兼 議 会 係 長

議事日程

- | | | |
|------|-----------|---|
| 日程 1 | | 三常任委員長報告 |
| 日程 2 | (追加) | 平成21年度岬町一般会計補正予算 (第 6 次) の件
議案第109号 |
| 日程 3 | 意見書案第 2 号 | 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書 (案) |
| 日程 4 | 意見書案第 3 号 | 子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワ
クチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書 (案) |
| 日程 5 | 意見書案第 4 号 | 石綿被害の早期解決と被害者救済を国に求める意見書 (案) |

(午前10時32分 開議)

○谷本 貢議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成21年第4回岬町議会定例会3日目を開会します。

ただいまの時刻、午前10時32分です。

本日の出席議員は14名です。

定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○谷本 貢議長 日程1、「三常任委員長報告」を行います。

過日、12月2日の本会議において、総務文教、厚生、事業の各委員会に付託しました議案について、各委員会で慎重に内容の審査をしていただいたその結果を三常任委員長から報告を求めます。

初めに、事業委員長の報告を求めます。事業委員長、反保多喜男君。

○反保事業委員会委員長 ただいま議長の許可を得ましたので、事業委員会委員長報告をいたします。

12月2日の本会議において、本委員会に付託されました4件の議案については、12月4日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑・応答の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案第95号、平成21年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件のうち本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、挙手多数で可決されました。

次に、議案第97号、平成21年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

次に、議案第98号、平成21年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1次）の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

次に、議案第101号、平成21年度岬町水道事業会計補正予算（第1次）の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された4議案について、私の委員長報告を終わります。どうもありがとうございました。

○谷本 貢議長 事業委員長の報告が終わりました。

それでは、事業委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

次に、厚生委員長の報告を求めます。厚生委員長、中原 晶君。

○中原厚生委員会委員長 厚生委員会委員長報告を行います。

12月2日の本会議において、本委員会に付託されました5件の議案については、12月8日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑・応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案第95号、平成21年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑・応答の後、委員から本件に対する家庭系可燃ごみの有料化に関連する予算の復活を求める修正案の提出があり、質疑・応答の後、挙手多数で可決されました。

また、修正可決した部分を除く原案についても満場一致で可決されました。

次に、議案第96号、平成21年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

次に、議案第99号、平成21年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3次）の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

次に、議案第102号、岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定の件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第106号、岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑・応答の後、委員から本件に対する家庭系可燃ごみの有料化に関する条例の復活を求める修正案の提出があり、修正案について質疑・討論なく、挙手少数で否決されました。

また、原案についても挙手少数で否決されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された5議案について、私の委員長報告を

終わります。

○谷本 貢議長 厚生委員長の報告が終わりました。

それでは、厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。総務文教委員長、辻下文信君。

○辻下総務文教委員会委員長 議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告をします。

12月2日の本会議において、本委員会に付託されました6件の議案については、12月9日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑・応答の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案第95号、平成21年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第100号、平成21年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第2次）の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

次に、議案第103号、岬町事務分掌条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第104号、岬町総合計画審議会条例の一部を改正する件については、質疑・応答なく、満場一致で可決されました。

次に、議案第105号、岬町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する件については、質疑・応答なく、満場一致で可決されました。

次に、議案第107号、岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件については、質疑・応答なく、満場一致で可決されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された5議案について、私の委員長報告を終わります。

○谷本 貢議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

それでは、総務文教委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

以上で、三常任委員長の報告が終わりました。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○谷本 貢議長 竹内邦博君。

○竹内邦博議員 修正動議がございますので、提出したいと思います。

○谷本 貢議長 ただいま修正動議が提出されましたので、その写しを配付させます。

(資料配付)

○谷本 貢議長 本案に対して、竹内邦博君ほか5名から、お手元に配付しました修正の動議が提出されました。したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。議会議員、竹内邦博君。

○竹内邦博議員 竹内でございます。

議案第95号「平成21年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件」に関する修正動議でございます。修正動議に賛同していただける方の氏名を読ませていただきます。発案者は私、竹内邦博でございます。賛同の議員の皆さんですけれども、敬称は略とさせていただきます。奥野 学議員、豊国秀行議員、小川日出夫議員、出口 實議員でございます。

上記の動議を地方自治法第115条の2及び岬町議会会議規則第17号第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

提出理由。

家庭系ごみの有料化に関する予算の復活を求めたいと思います。

済みません。反保多喜男に関しましては、この私が席に立つ前に一応外していただきたいというお話がございましたので、外させていただきました。その辺ご了解いただきます。

詳細については裏面に掲げておりますので、ご参照ください。

以上です。

○谷本 貢議長 これをもって、修正案の説明を終わります。

それでは、竹内邦博君の説明に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいまから、議案第95号「平成21年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件」並びに修正案について、討論を行います。

これより修正案について討論に入ります。討論ございませんか。

反対討論ですか。修正案に反対の方の発言を許します。

中原 晶君。

○中原 晶議員 本修正案につきましては、家庭ごみの有料化の予算を復活させる目的があり、かねてから家庭ごみの無料化を主張してきた立場から反対であります。

以上です。

○谷本 貢議長 次に、修正案に賛成の方の発言を許します。賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 それでは、これで修正案の討論を終わります。

次に、原案について討論に入ります。討論ございませんか。

賛成討論ですか。反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 賛成の方の発言を許します。

○和田勝弘議員 この原案について賛成討論をいたします。

私は、町長を初め部長の無料化に対する説明を聞かせていただきました。それで内容についてはわかりました。町長の所信表明にもありましたが、他の自治体と比較しても岬町の住民の負担は大きいということです。私としても、これ以上住民負担は難しいと思います。よって、この原案に賛成をいたします。

以上。

○谷本 貢議長 他に討論ございませんか。

反対討論ですか。

奥野 学君。

○奥野 学議員 私は、本12月定例会一般質問の中で、理事者側から平成21年度決算見込みは3億1,000万円の赤字との答弁を聞き、大変驚いた次第であります。どうしてもこんなに赤字が膨らんだのか納得ができないのであります。

しかし、現実を正しく見詰め、さらなる精査が必要であると再認識いたしました。本定例会までに、私のほうにも2通の手紙を送付いただきました。私も、家庭系可燃ごみは行政サービスの一環として無料でなすべきと考えます。私も住民の目線で住民の代弁者であることも十分認識し、今まで行動してきたつもりです。

しかし、平成21年度で3億1,000万円の赤字、累積赤字が8億円を超えると3度目の赤字再建団体に転落ということになります。毎年3億円の赤字を出すということは、平成22年、

23年、2年後には再建団体に転落ということになります。転落ということになれば、さらなる住民負担が増すばかりであります。私は、北海道夕張市役所に何度も視察調査に訪問させていただき、いろいろなサービスの廃止等、住民の皆さん、行政の皆さんから大変なことになっているいろいろな意見を聞き、その辺のことは十分皆さんもご承知のことでしょう。

来年度の予算編成もこれから本格的に進められることになりますが、私も議会議員にならせていただき6年になります。行財政改革にはいつも厳しく検討してきたつもりです。行財政改革も現状では行き詰まった感があります。基金も底をつき、今の財政状態では議会として何ができるのか、何をなすべきか、さらなる議員定数の削減、政務調査費の凍結は以前より必要であると訴えてまいりました。田代新町長は、早急に財政非常事態宣言を出し、早急に住民の皆さん方に現状を開示し、十分今の財政状態を知っていただくことが先決であると考えます。

私は住民の立場で固定資産税の超過課税、水道料金の値上げのとき、これ以上住民負担をかけることにはいかないという思いで、私だけが最後まで反対いたしました。このときも住民の皆さんの後押しをしていただければ力になったと思います。このときは、住民の皆さんにはご理解いただいたものと考えました。

しかし、ごみの無料化の件については、住民の皆さんはどうしてここまで関心であるのか疑問です。自主財源の確保、財政の再建のめどが先決であります。財源の確保ができれば、いつでも家庭系可燃ごみ無料化をすべきであると考えます。今の財政状態では、さらなる住民の皆さんのわずかな負担をおかけをすることになりますが、赤字再建団体に転落させることのないよう理解と協力を求めて、反対討論といたします。

以上です。

○谷本 貢議長 賛成討論。

辻下正純君。

○辻下正純議員 議案の審議に当たり、賛成の立場で討論に参加したいと存じます。

先般の厚生委員会で傍聴議員として審議の状況を見守らせていただきました。その状況を踏まえて、賛成討論を述べたいと思います。

私は6月議会において、ごみの有料化に対しては当時の行政側の説明において納得し、賛成した一員であるが、その後の町行政の対応の調整不足とごみの減量化が図れている等の状況を見ると、ちょっと待てよと、検討を重ねる必要があるではないかと考えておりました。

岬町の財政状況が厳しい状況の中で、町民に負担を求めるというのも一理の解決策かもしれませんが、理事者側から説明がありましたところ、業務委託のあり方、収集方法の改善策等を講じ

ることにより、住民に負担をかけずにごみの減量化を図れるということであるので、理事者側の今後の努力に期待するとともに、さらなるごみの減量化を進めていただきたいと存じます。

よって、厚生委員会の審議の過程においては、修正動議により修正された補正予算に対し反対の意向を表明するとともに、もとに当初予算提案された補正内容で賛成するものであります。

以上でございます。

○谷本 貢議長 次に、原案に反対の方の発言を許します。

出口 實議員。

○出口 實議員 私も奥野議員と全く同じ意見でございます。反対討論を行います。

まず、まちの財政状況をお話いたします。

まちの財政状況で、借入金が一般会計で155億円、特別会計で30億円、合計185億円の借金がございます。本年12月の決算見込みでも、現在3億1,000万円の不足が生じております。12月1日現在の人の動きですが、1万8,319人、世帯数7,834件。住民1人当たりの借金が100万円強、住民の方々の肩に重くのしかかっております。このまちの現状を住民一人一人が把握されているのでしょうか。

本年6月19日の定例議会におきまして、ごみの有料化が賛成10名、反対3名で賛成多数で可決されました。私の考え方は、公平性の観点から一部従量制の提案をいたしました。その後、行政の担当部から、有料制について説明を聞いていただきたいとの要望があり、詳細を聞きました。

その内容は、有料化制度の導入の必要性について、今、私たちの大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システムの見直し、天然資源の消費の抑制、環境への負荷が低減される社会、すなわち循環型社会の構築が求められております。この循環型社会を構築する基本となるのがリサイクル化、すなわち3Rの推進と考えております。この3Rを推進する上で最も効果的な施策が、ごみの排出抑制やリサイクルの推進に効果が認められる有料化制度の導入は必要と考えております。

国においては、平成19年6月に一般廃棄物処理有料化の手引き、ガイドラインを発表し、積極的に有料化制度の導入を推し進めておりますと説明がありました。以上の説明から、一部従量制は、ごみ袋の配布等、諸経費の費用がかさむため、苦渋の選択ではありましたが、月額400円弱、年間4,000円の負担の住民の方々にはかかりますが、有料化に賛成した次第でございます。これは、まだ5カ月前でございます。

私の理論といたしましては、し尿処理、特にくみ取り料でございます。ごみの排出におきましては、やはり自分の出したごみ、し尿は自己責任において処理をしていくべきものだとは基本的に

考えております。ごみの有料化に伴って年間1,000万円の財源効果が生じます。有料化により、より以上に減量化、3R化を実現することにより、現在、24時間稼働している焼却場の人件費、電気代、薬品代、消耗品費、その他諸費用等々が削減されることにより、3倍、4倍の相乗効果、財源効果が生じてまいります。

現在の岬町の稼働している焼却炉は昭和61年に供用開始されており、25年が経過している状況だと聞き及んでいます。ダイオキシン対策で平成11年度に機械類の入れかえをした形となっており行政のほうからの回答でございましたけれども、施設として30年から35年が耐用年数でございます。ただ、昨年度も焼却炉に異物が混入し、爆発する事故があり、約1億円近くの修理費がかかりました。幸い、保険にて対応できたとの報告を受けておりますが、いろいろな状況の観点から、機械物はいつ故障、または不慮の事故が起きるかもしれません。近い将来、焼却炉1基30億円の経費がかかります。加えて焼却施設建てかえ工事を考えますと、莫大な資金が必要となってまいります。

建てかえ工事に伴う交付金ですが、今の国の方針も変わり、人口5万人以上の団体でないと2分の1の補助金は国から支給されません。岬町は単独で処理場を建てるにしても、人口1万8,300人のまちでは補助金はおらない状況であります。よって、その財源効果分は5年から10年をめどの処理場建設の積立金として考えていかないと、また住民の負担が重くのしかかってまいります。

冒頭にもお話しいたしましたが、現在の岬町の財政状況で進んでまいりますと、あと3年から4年で赤字財政に転落するおそれもあり、危機的な状況下であると思われます。先ほどの奥野議員と全く同意見でございます。赤字財政に陥りますと、国の支配下の中で鉛筆一本の購入をするのにも国にお伺いを立て、行政運営をしなくてはなりません。住民皆様方のサービス、福祉等々にも支障が出、対応が困難となってまいります。今現在でも住民皆様方の要望でさえ、行政から出る回答は予算が、お金がありませんという回答が多々見受けられます。

今の岬町の人口推移を見ますと、毎年、除籍、転出等で約250名が減少している状況下であります。税収が見込める年代、特に住民税でございますけれども、23歳から59歳までの男女を合わせ7,969名、比率43.8%でございます。60歳以上の方々は6,814名、比率37.5%を占め、年金生活をされる方々、非課税の方もおられます。これらを参考にして考えてまいりますと、毎年毎年、税収はより一層落ち込んでまいります。

以上のことから、今後、絶対的に必要となる焼却場の建てかえのためにも、ごみの処理の施策として有料化し、余剰金、効果額はこれからの焼却場の施設の建てかえの積立金として将来の政

策に転嫁すべきだと考えております。

以上のことから、反対討論といたします。

○谷本 貢議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

辻下文信君。

○辻下文信議員 まず初めに、私は当初よりごみの有料化に反対してまいりました。今般の家庭系可燃ごみ収集有料化の廃止というこの条例改正については、新町長の、住民に負担をかける前にまずは財政の見直しをという政治姿勢のもとに出されてきた議案として受けとめます。金のかかることはすぐ住民負担という安易な考え方は、町民にとって大変な脅威となります。今回のごみの有料化が減量化につながるという発想は短絡過ぎ、もっと時間をかけて精いっぱい努力をすべきだし、ごみの減量化についてはいろいろな方法があり、別の時限でも検討すべきものではないでしょうか。

そして、一般質問でも言いましたけれど、過去10年間の家庭系普通ごみ排出量の実績では、人口減等によって確実に減ってきております。当面、人口増は見込めませんので、ごみの量も減ることはあってもふえることはないと思われます。

皆さんもご存じのように、失業や急激な円高、冬のボーナスの大幅な削減、デフレ懸念拡大等、現在の経済環境は大変な不況下にあり、内閣府の発表した11月の景気ウォッチャー調査によりますと、街角の景気実感を3カ月前と比べた現状判断指数は前の月と比べて7ポイント低下の33.9と急激に悪化し、2001年8月以降最大の下げ幅となっております。

そもそも、ごみ処理費は税で賄うべきもの。このような不景気の中、公共施設使用料や公共料金等の値上げの上に可燃ごみを有料化して、これ以上住民に負担をかけることは断固として反対します。行政のために町民があるのではなく、町民のために行政があるのです。今回、行政はこのことを真摯に受けとめ、有料化という財源確保のかわりにごみ焼却施設の管理経費の削減やごみ収集方法の見直し等、鋭意努力され、有料化廃止条例を提出されました先日の町長選における新町長の誕生の背景には、公約の一つであるごみ有料化条例の廃止が民意として働いたものと思われます。

私は、基本的に議員は町民を代表して住民の要求、要望、思いを行政に届け、行政はそれを実現に向けてやりくりするのが役割であると思っています。言い換えれば、財政の心配をするのが行政で、住民に少しでも負担のかからないよう心配するのが議員の立場であると思っています。せっかく行政が財源確保のため努力されて提案されたごみの無料化です。家庭系可燃ごみの無料収集は、分け隔てなくすべての住民に提供されている行政サービスです。拒否する理由

は何もありません。

だから私は住民代表の議員の一人として、今回のごみ有料化条例廃止の提案については、行政が努力した結果、住民の要望、思いを受け入れたものとして高く評価し、この不景気の世の中、住民に元気を出していただける一つの機会にもなればと思い、もろ手を挙げて賛成します。

○谷本 貢議長 次に、原案に反対の方の発言を許します。

小川日出夫君。

○小川日出夫議員 過日の一般質問の中で、ごみの減量化、財源のこと、また反保議員からは議会軽視ではないかといろいろな質問が出ました。私が察するところ、町長並びに担当部からは納得のいく答弁がいただけませんでした。確かに、家庭系ごみが有料化になれば、住民の皆様に多大な負担をかけることは私としても大変心苦しく思っております。

ことしの6月議会では、住民部長より、近隣市や町も有料化が進んでおり、ごみの減量化には有料化が確実に効果が上がるとの説明がありました。しかし今回の厚生委員会の中では、有料化せずとも工夫して減量化が達成できるという意見がありました。それなら、その工夫と有料化を組み合わせれば、もっともっと早期にごみの減量化ができ、処理にかかわる経費の軽減や焼却炉の延命化が図れるはずです。

住民の皆さんにかかる負担額は、住民部長の説明で統計をとると3人から4人の世帯、いわゆる三、四人の家庭で年間で4,000円程度の負担になると、そういう説明がありました。1カ月に直すと333円となります。それは1回に45リットルの一番大きな袋を2袋出した場合とお聞きしました。分別を行っていただき、2袋のところを1袋、1袋のところを半分に、まぜればごみ、分ければ資源ということをモットーに行政と住民の皆さんが連携を密にとり、有料を限りなく無料に近づけるため、より一層ごみの減量化に協力していただきたい。

今まで無料であった家庭系ごみを有料化にするということは、私としても断腸の思いであります。町長の公約であるごみの無料化、超過課税の撤廃、多奈川保育所の復活は、財政が豊かであれば私も当然賛成であります。

しかし、この岬町はこのままではあと二、三年、また4年後、赤字転落に危機状況になると思うのです。また、ごみの減量化により本来の目的である地球環境を守り、改善するための有料化であることを積極的に説明すれば、住民の皆さんも、もっともっと賛同して理解していただけるものだと思っております。議員経験の長い田代町長は十分にご存じのはずだと思いますが、ごみの減量化、財源のこと、いろいろ考えて、苦渋の決断ではございますが、ごみの有料化は必要だと思います。

以上をもって、反対とさせていただきます。

○谷本 貢議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

反保多喜男君。

○反保多喜男議員 私、先日の厚生委員会での各委員さんの審議を傍聴させていただきました。各委員多数の方々は、私も一般質問で同時に発言させてもらったんですけど、多数の方々はやはり財政面を多く指摘されておりました。私も一般質問において、自分自身の見解は発表させていただきましたのはご承知のとおりだと思います。きょうは、その中で苦渋の選択をしてまいりました。大変苦しい選択をさせていただきました。その中で、賛成となっております。

なぜ賛成かということなんですけど、いろいろ議論の中で、町長は減量化施策、例えばごみの処理機の購入補助とか、いろいろな施策には当然のごとく財源が必要となりますが、町長からは、一般会計、特別会計も含め、すべてに対し事務事業を見直した上で財源は確保し、そして財政を健全化するとの強く財源について答弁をされました。言い切った以上は町長、失政は許されません。選挙において当選という住民方々の民意も大いに考えて賛成といたします。

○谷本 貢議長 次に、原案に反対の方の発言を許します。

他に討論ございませんか。

賛成討論ですか。

岡本重樹君。

○岡本重樹議員 私は、6月の議会で可燃ごみの有料化に賛成した一員でございます。その中で、住民にとると有料よりただのほうがいい。これはもう本当に素直な気持ちかと思います。そういう中で、現在の町長、田代町長がこういう公約を掲げて住民に民意と問うて、こんなことを言うたら失礼に当たるんですけど、辛うじて勝ちました。そういう中で、やっぱり民意を大事にせんといかんの違うのかなと。そういう中で、私は賛成のほうに考え方が変わりました。

そういう中で、炉の改築とかそういう面で財政難の時期に大変という出口議員とか奥野議員の意見、もっともなことやと思うけれども、もっと僕は新しく提案したいのは、入札方法を考え直したらどうかと。ずっと随契でやっているように聞いております。この世の中は今、競争入札の時代ですから、一般の土木工事を見ても入札率というんですか、60%、70%ぐらいで大体今、世の中そのような方向になっていると思います。そういうことで、もっと知恵を出したら、その財源の確保もいけるのではないかと。

それからもう一つ、この12月の議案にもものってるんですけども、今まで7部あった部を5つにしようと。2つ減らそうとこういうことで、やっぱり事務とかそういう面でかなり現町長は改

革を考えているのかなとこのように思って、私は賛成とさせていただきます。

以上です。

○谷本 貢議長 他に討論ございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 ごみの問題について非常に議論が活発に交わされているところでありますが、ごみのことについて私の意見を述べさせてもらう前に、若干ごみ以外の部分で原案について要望をしておきたい点がありますので、そのことについて先に触れておきたいと思います。

原案の一般会計補正予算（第5次）の中で一つ緊急雇用創出事業について、これについては以前から町内雇用を求めておりまして、限られた条件の中で、一部とはいえ町内雇用が実現されてきたということを聞き及んでおります。このことについては、雇用情勢の厳しい中で救済に結びついたものとして、不十分ながら一定の評価はできると考えるものでありまして、今後も引き続き町内雇用を広げるように求めておきたいと思います。

それからもう1点、河川水路改修事業についてですけれども、町が以前結んだ協定書に至る経緯が委員会記録等も見せていただき、担当者からもお話を聞かせていただきましたけれども、不透明でありまして、いきさつがつまびらかにされていない現時点におきましては、この件につきましては態度を決めかねるというふうに考えるものであります。しかるべき説明を受けた後に、私としてもこの件につきましてはしかるべき判断をする考えでありまして、今後、詳細にわたる説明をこの場で改めて求めておきたいと思います。

それから、ごみの問題であります、この件につきましては、町が従前から第1に掲げているごみの減量化という目標の観点から見ますと、委員会審議の中で、住民1日1人当たりのごみ排出量、資源ごみを除くものであります、この排出量につきましては、2000年の962グラムと比較して2008年においては755グラムとなっており、21.5%の削減が確認されたところであります。この数値は、国が示す目標である20%の削減を既に達成していることを示すものであります。

さらに、来年3月から始まる予定の廃プラスチックごみの資源回収により、可燃ごみの排出量はさらに削減されることが期待できるところであります。

また、財政面におきましても、委員会場で、収集体制の見直しやごみの減量化による焼却施設の維持管理費用のコストダウンなど、町長からも費用面についての合理的な説明がなされたものとするものであります。町財政につきましては、町長の所信表明の中でも財政の健全化を図る強い決意が語られたところでもあり、期待するものであります。

現時点において実際にごみが減っていること、また、財政的にも住民に新たな負担を強いることなくコスト削減が図られることを考えると、反対する理由はないと考えます。かねてから、ごみの収集や処理については税金の範囲内で町が責任を持って行い、住民に新たな負担を求めるべきではないということを主張してきたところ、町長の口からも、厳しい経済状況のもとで苦しんでいる住民の目線に立った施策として提案されたものと考えるものでありまして、評価をしております。

以上のような理由から、原案について賛成であります。

○谷本 貢議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これで原案の討論を終わります。

これより、議案第95号「平成21年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件」について、採決に入ります。

まず、本件に対する竹内邦博君ほか5名から提出された修正案について、起立により採決します。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

○谷本 貢議長 起立少数であります。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について、起立により採決します。

原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○谷本 貢議長 起立多数であります。

よって、議案第95号「平成21年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件」については、原案のとおり可決されました。

議案第96号「平成21年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第96号「平成21年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）の件」

について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○谷本 貢議長 満場一致であります。

よって、議案第96号は、原案のとおり可決されました。

議案第97号「平成21年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第97号「平成21年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）の件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○谷本 貢議長 起立多数であります。

よって、議案第97号は、原案のとおり可決されました。

議案第98号「平成21年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第98号「平成21年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1次）の件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○谷本 貢議長 満場一致であります。

よって、議案第98号は、原案のとおり可決されました。

議案第99号「平成21年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第99号「平成21年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3次）の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○谷本 貢議長 満場一致です。

よって、議案第99号は、原案のとおり可決されました。

議案第100号「平成21年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第2次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第100号「平成21年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第2次）の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○谷本 貢議長 満場一致です。

よって、議案第100号は、原案のとおり可決されました。

議案第101号「平成21年度岬町水道事業会計補正予算（第1次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第101号「平成21年度岬町水道事業会計補正予算（第1次）の件」につい

て、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○谷本 貢議長 満場一致です。

よって、議案第１０１号は、原案のとおり可決されました。

議案第１０２号「岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

中原 晶君。反対討論ですか、賛成討論ですか。反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 本件にかかわって、かねてから指定管理者制度の導入については、行政の責任を後退させるものとして反対してきた立場は変わりありませんが、本件につきましては、現在の管理者と同一の者を管理者として指定するという提案であり、現時点においては住民サービスの後退等、懸念していた事態を耳にするには至っておりません。よって、本件に賛同いたします。

以上です。

○谷本 貢議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これで討論を終わります。

これより、議案第１０２号「岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○谷本 貢議長 満場一致です。

よって、議案第１０２号は、原案のとおり可決されました。

議案第１０３号「岬町事務分掌条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対ですか、賛成ですか。反対討論ですか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 本件につきましては非常に悩ましいところではありますが、さまざま見せていただいたところ、住民部と福祉部、事業部と上下水道部が統合されるということで、十分な仕事ができるのか、職員の過重負担等が起こることで住民サービスの低下につながるようなことにならないのか等、懸念しているものであります。

また、行政組織のスリム化が結果として行政の役割と責任を弱めることにつながるのではないかと不安を感じる部分が残されております。

しかしながら、町長は行政サービスの充実を図る意向を所信表明でも述べておられ、その方向については努力していただきたいと考えるものであります。さまざまな検討を加えた結果、現時点では本条例の改正による住民への影響が不透明であること及び速やかに廃止すべきと考える後期高齢者医療制度について明文化して書き込んでいるという点において、賛成しかねるという立場であります。

○谷本 貢議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これで討論を終わります。

これより、議案第103号「岬町事務分掌条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○谷本 貢議長 起立多数です。

よって、議案第103号は、原案のとおり可決されました。

議案第104号「岬町総合計画審議会条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第104号「岬町総合計画審議会条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○谷本 貢議長 満場一致です。

よって、議案第１０４号は、原案のとおり可決されました。

議案第１０５号「岬町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第１０５号「岬町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○谷本 貢議長 満場一致です。

よって、議案第１０５号は、原案のとおり可決されました。

議案第１０６号「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案に賛成の方の発言を許します。

和田勝弘君。

○和田勝弘議員 この原案について賛成討論をいたします。

地球温暖化対策など、環境問題は最優先に取り組む課題であります。本町でもこうした課題の対応策として、ごみの減量化及びリサイクルを推進するため、本年６月議会において家庭系ごみ有料化に関する条例を可決しました。この条例については、私はごみ減量化及びリサイクルの推進の観点から賛成をいたしました。

しかし、その後の町長選挙において、ごみ有料化の廃止を公約に掲げた田代町長が当選されました。そして、有料化廃止の理由を所信表明演説や一般質問の回答などを聞き、私が懸念しておりました今後のごみの減量化やリサイクルの推進、また財政問題への影響に対する対策などについて、問題がないことを確認いたしました。

私はこうした状況を踏まえ、再度、有料化制度を慎重に検討した結果、今回の無料化の方針に

賛成するものです。

以上です。

○谷本 貢議長 次に、原案に反対の方の発言を許します。

川端啓子君。

○川端啓子議員 公明党会派を代表して討論させていただきます。

議案第106号、岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について、反対の立場で討論させていただきます。

6月議会で家庭系可燃ごみの有料化に関する条例が上程され、担当課長から、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システムを見直し、天然資源の消費の抑制、環境への負荷が低減される社会、すなわち循環型社会の構築が求められております。この循環型社会を構築する基本となるのがごみの発生を抑制するリデュース、繰り返し使うリユース、再生利用するリサイクルの3Rの推進と考えております。この3Rを推進する上で最も効果的な施策として、ごみの排出抑制やリサイクルの推進に効果が認められる有料化制度の導入が必要と考えられており、国においては平成19年6月に一般廃棄物処理有料化の手引き、ガイドラインを発表し、積極的に有料化制度の導入を推し進めておりますとの説明がありました。

私は、地球温暖化対策のためにも、ごみを資源化する循環型社会を推進し、ごみの減量化を促進することが喫緊の課題と思い、また、そのためにはごみの有料化は避けて通れない課題と認識し、有料化の条例に賛同いたしました。

当町においては分別収集の推進の結果、また人口が減少していることもあって、12年度比では20%を超えるごみの減量ができております。しかし、温暖化が歯どめなく進めば、大きな問題となるのは避けられません。現実には気温や降水量の変動が農・漁業に深刻な打撃を与えている地域もあり、生活への影響は看過できない状況であります。

未来を受け継ぐ子孫のために地球環境の改善を考え、さらなる減量が必要と思います。今、デンマークのコペンハーゲンにおいて、2013年以降の地球温暖化対策を話し合う国連気候変動枠組条約第15回締約国会議—COP15が開催中ですが、何よりも一人一人の意識の変革が地球環境の改善につながると思います。

私は、有料化により意識の変革にさらなる拍車がかかると確信しております。事実、近隣の自治体では、有料化になってからごみの量がどんどん減り、事業費の削減にもつながっていると聞き及んでおります。

例えば、お隣の阪南市では、有料化になってからさらに18%減量しているそうです。また、

泉南市では30%の減量と聞いております。そのほか有料化制度を導入した自治体において、いずれも可燃ごみの排出量が減少する反面、ペットボトル、プラスチック類、古紙類の資源ごみの排出量が増加する傾向を示しており、今まで可燃ごみとして一緒に出されていた資源ごみの分別が進んでいるとことが判明しているそうであります。

近隣では田尻町が来年4月から有料化制度が実施されます。岬町だけが無料化になった場合、他市町のごみが岬町に集まることを危惧するものです。現実には他市に嫁いでいる娘さんを訪問したとき、帰りに、岬町はごみが無料だからこれを持って帰ってと娘からごみのお土産をもらうんですよと笑って話される方もいらっしゃいます。

ただ、現在の厳しい経済不況を考え、有料化を実施する時期が延びればと思いましたが。過日の厚生委員会で施行日を延期する修正案を提出したのですが、否決されました。非常に残念であります。ごみの減量が進めば経費が削減されます。その削減された分で住民さんに喜んでいただける施策が実現できます。担当課にはごみの分別を徹して指導、周知することを要求いたします。そして、経費を削減し、住民さんに還元できることを要望いたします。

以上の討論でもって、私は家庭系可燃ごみの有料化を主張し、議案第106号への反対討論いたします。

以上です。

○谷本 貢議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

辻下正純君。

○辻下正純議員 議案の審議に当たり、賛成の立場で討論に参加したいと思います。

先ほど一般会計補正予算の採決に当たり、賛成討論を述べさせていただきましたが、同様に予算を伴う条例改正であるということ、大変重要な事項であることをまずもって認識した次第であります。

さきにも述べましたが、私は、議会においては、ごみの有料化にしては当時の行政側の説明において納得し、賛成した一員であるが、その後の町行政の対応調整不足とごみの減量化の状況を見ると、さらに検討を重ねる必要があるではないかということでございます。

そこで、このたびのごみの無料化への条例改正案であります。

有料化を実施すれば、当然、町民への負担は少なからずとも負担をかけるものであり、少なからずの負担はこの時勢、協力をお願いするのは当然という同僚議員の意見もあるが、業務委託のあり方、収集方法の改善策等を講じることにより、当面、町民に負担をかけずにごみの減量化を図れるということであるので、このたびの提案に対して原案のとおり賛成するものであります。

目先のメンツにこだわらず、将来の行政改革に期待し、賛同いたします。

以上でございます。

○谷本 貢議長 次に、原案に反対の方の発言を許します。

出口 實君。

○出口 實議員 反対討論をいたします。

先ほど、議案第95号でも反対討論いたしました内容にて、同文にて反対討論といたします。

○谷本 貢議長 他に討論ございませんか。

辻下文信君。

○辻下文信議員 地球温暖化問題も大切だとは思いますが、でも行政のほうで、この無料化に対してのやりくりができるとこういう判断をしているのと、またほかの市町から持ち込まれてくるようなごみについても、有料化すること以外に方法はないとは思えません。ほかにあると思いますので、住民の目の前の生活を優先させるという意味で賛成します。

○谷本 貢議長 他に討論ございませんか。

反対ですか、賛成ですか。反対ありませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 先ほど、議案第95号の討論の中で述べさせていただいた趣旨と同様の趣旨におきまして、本件について賛同いたします。

○谷本 貢議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これで討論を終わります。

これより、議案第106号「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案を否決すべきものと決定しております。したがって、原案について採決します。

議案第106号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

○谷本 貢議長 起立少数です。

よって、議案第106号は、否決されました。

議案第107号「岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第107号「岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○谷本 貢議長 満場一致であります。

よって、議案第107号は、原案のとおり可決されました。

以上で、三常任委員会に付託されました案件は、すべて議決されました。

各委員の皆さん、本当にご苦労さまでございました。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

再開は1時からです。

(午前11時50分 休憩)

(午後 1時01分 再開)

○谷本 貢議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

○谷本 貢議長 ただいま町長から議案第109号「平成21年度岬町一般会計補正予算（第6次）の件」が提出されました。

お諮りいたします。

これを日程に追加し、追加日程2として日程の順序を変更し、順次繰り下げ、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

議案第109号「平成21年度岬町一般会計補正予算（第6次）の件」を日程に追加し、追加日程2として議題にすることに決定しました。

○谷本 貢議長 追加日程2、議案第109号「平成21年度岬町一般会計補正予算（第6次）の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程2、議案第109号、平成21年度岬町一般会計補正予算（第6次）の件につきまして、概要をご説明いたします。

本補正予算は、去る11月11日未明の豪雨により町内河川の護岸の一部が崩壊し、被災箇所を復旧するために必要な経費を計上し、編成いたしております。

豪雨当日は、多奈川地区及び深日地区におきまして、1時間当たり最大45ミリの雨量となり、これにより、多奈川地区西畑の西川、東畑の東川、深日地区の弥勒川、朝日川の護岸の一部が崩壊したことに伴う災害復旧経費を計上しているものでございます。

なお、財源といたしましては、国庫負担事業の対象となるものにつきましては国庫支出金として、国庫負担事業に係る地方負担額相当分を地方債としてそれぞれ計上するとともに、本補正予算編成に伴う必要な財源を財政調整基金繰入金で賄っております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,767万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億7,006万1,000円とするものでございます。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご参照願います。

なお、詳細につきましては5ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

国庫支出金につきましては、災害復旧費国庫負担金といたしまして河川災害復旧費負担金70万3,000円を計上いたしております。

繰入金につきましては、本補正予算に必要な財源を賄うべく、財政調整基金繰入金2,727万5,000円を計上いたしております。

町債につきましては、災害復旧債といたしまして河川災害復旧債340万円を計上いたしてお

ります。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。2ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては6ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

災害復旧費につきましては、河川災害復旧費といたしまして3,767万8,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、担当職員に係る超過勤務手当118万1,000円、測量設計委託料9カ所分でございますが、350万円、河川災害復旧工事として14カ所分でございます。お手元に別紙箇所図等々ございます。3,282万3,000円を計上いたしております。

続いて、3ページの第2表、地方債補正をご参照願います。

河川災害復旧事業といたしまして340万円を追加するものでございます。

なお、起債の方法、利率及び償還方法につきましては、記載しているとおりとなっております。

以上が補正予算の概要でございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 先日、11月11日の豪雨につきましては、職員の皆さん方におかれましても対応に大変忙しく苦慮されたところかと思います。

お聞きしておきたいのは、参考までにですが、国費災害として認定される基準等についてお聞きしておきたいと思います。復旧が必要とされる箇所については、すべてで14カ所とお聞きしておりますけれども、その中で査定の予定と、見通しが立っているということだと思っておりますけれども、その査定の予定箇所と、その国費災害の対象にはできないところとあるようですが、そのあたりについてどのような基準が設けられているのか、参考までにお聞きしておきたいと思います。

それから、先ほどご説明いただいた中で測量設計委託料9カ所分とありましたけれども、このことについても確認をさせていただきたいと思います。9カ所がどの箇所であるのか、また、測量設計が必要ないところについては、なぜ必要ないのかというあたりについてお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

○谷本 貢議長 上下水道部長、末原光喜君。

○末原上下水道部長 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、国費災害の査定にのるかどうかという話でございますが、このことについては災害復旧事業の採択基準というのがございます。それと、その中には降雨量によるもの、また工事費の限度額というものがございます。市町村の工事につきましては60万円以上の物件が対象になるということです。

それと、あとこの採択に当たりましては、大阪府を通じて採択を受けるわけなんですけれども、その場合、この全箇所について大阪府に協議しまして、大阪府とこの4カ所については災害復旧が受けられるであろうという見込みのもとに出させてもらっております。他の部分については、今回の雨だけではなく過年度によるものも含まれておりますので、このあたりは少し傷んでいたところプラス今回の豪雨で崩れたと。この部分については、大阪府の見解では国費査定はできないということがございましたので、この4カ所となっております。

あと測量のことなんですけれども、まず基本的に国費災害を申請する場合には現地測量が当然必要になります。それと、復旧の方法については今回はブロック積みとかいろんな方法を書いているんですが、その図面を作成し、数量を調整して積算をするということになりますので、詳細な測量設計が必要になるということです。

それと、あとそれ以外の部分で小さな物件については、現地で随意契約によって現場担当者が指示を出せばできる部分もございますので、測量が必要な部分と必要でない部分が分かれています。

以上でございます。

○谷本 貢議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第109号「平成21年度岬町一般会計補正予算（第6次）の件」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○谷本 貢議長 満場一致であります。

よって、議案第109号は、原案のとおり可決されました。

○谷本 貢議長 日程3、意見書案第2号「改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書（案）」を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会議員、鍛冶末雄君。

○鍛冶末雄議員 ただいま議長の許可を得ましたので、意見書（案）を提案いたします。

意見書案第2号

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書（案）です。

本議案を別紙のとおり、岬町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提出者、岬町議会議員、鍛冶末雄。

賛成者は、次のとおりです。敬称は省略させていただきます。

賛成者、岬町議会議員、竹内邦博、奥野 学、川端啓子、豊国秀行、岡本重樹、小川日出夫、反保多喜男、辻下正純でございます。

趣旨説明は、朗読によりかえさせていただきます。

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書（案）

経済・生活苦での自殺者が年間7000人に達し、自己破産者も18万人を超え、多重債務者が200万人を超えるなどの深刻な多重債務問題を解決するため2006年12月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引き下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止（総量規制）などを含む同法が完全施行される予定である。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務対策本部を設置し、同本部は①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティネット貸付の充実、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。そして、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、2008年の自己破産者数も13万人を下回るなど、着実にその成果を上げつつある。

他方、一部には、消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっている、特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加しているなどを殊更強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調がある。

しかしながら、１９９０年代における山一証券、北海道拓殖銀行破綻などに象徴されるいわゆるバブル崩壊後の経済危機の際は、貸金業者に対する不十分な規制の下に商工ローンや消費者金融が大幅に貸付を伸ばし、その結果、１９９８年には自殺者が３万人を超え、自己破産者も１０万人を突破するなど多重債務問題が深刻化した。

改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制などの貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず許されるべきではない。今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティネット貸付の充実及びヤミ金融の撲滅などである。

そこで、今般設置された消費者庁の所管となる多重債務問題及び地方消費者行政の充実が喫緊の課題であることも踏まえ、国に対し、下記の施策を求める。

記

- １ 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
- ２ 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の充実を支援すること。
- ３ 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
- ４ ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２１年１２月１８日

大阪府泉南郡岬町議会

提出先、衆議院議長、参議院議長、金融担当大臣、消費者及び食品安全担当大臣。

以上です。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって趣旨説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、意見書案第２号「改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書（案）」について、

起立により採決します。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○谷本 貢議長 満場一致であります。

よって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

○谷本 貢議長 日程4、意見書案第3号「子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書（案）」を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会議員、川端啓子君。

○川端啓子議員 ただいま議長の許可を得ましたので、意見書（案）を提案いたします。

意見書案第3号

子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書（案）

本議案を別紙のとおり、岬町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提出者、岬町議会議員、川端啓子。

賛成者は次のとおりです。敬称は略させていただきます。

賛成者、岬町議会議員、鍛冶末雄、豊国秀行、辻下正純。

以上のとおりであります。

趣旨説明は、朗読によりかえさせていただきます。

子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書（案）

細菌性髄膜炎は、乳幼児に重い後遺症を引き起こしたり、死亡に至る恐れが高い重篤な感染症で、その原因の75%がヒブ（H i b＝ヘモフィルスインフルエンザ菌b型）と肺炎球菌によるものです。細菌性髄膜炎は早期診断が困難なこと、発症後の治療には限界があることなどから、罹患前の予防が非常に重要で、H i bや肺炎球菌による細菌性髄膜炎については乳幼児期のワクチン接種により効果的に予防することが可能です。世界保健機関（WHO）もワクチンの定期予防接種を推奨しており、既に欧米、アジア、アフリカなど100カ国以上で導入され、90カ国以上で定期予防接種とされており、こうした国々では発症率が大幅に減少しています。

日本においては、世界から20年遅れてH i b ワクチンが昨年12月に販売開始となり、小児用肺炎球菌ワクチン（7価ワクチン）も欧米より約10年遅れて今年10月に国内初承認され、来年春までに販売開始の予定となっています。

医療機関においてワクチンの接種が可能となっても、任意接種であるため費用負担が大きく、公費助成や定期接種化など、子どもたちの命を守るための早急な対策が必要です。

そこで、細菌性髄膜炎の予防対策を図るために、政府におかれましては次の事項について、一日も早く実現されますよう強く要望いたします。

記

1 H i b ワクチンおよび小児用肺炎球菌ワクチン（7価ワクチン）の有効性、安全性を評価したうえで、予防接種法を改正し、H i b 重症感染症（髄膜炎、喉頭蓋炎、敗血症）を定期接種対象疾患（一類疾病）に位置付けること。

2 ワクチンの安定供給のための手立てを講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月18日

大阪府泉南郡岬町議会

提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣です。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

○谷本 貢議長 これをもって趣旨説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、意見書案第3号「子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書（案）」について、起立により採決します。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○谷本 貢議長 満場一致です。

よって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

○谷本 貢議長 日程5、意見書案第4号「石綿被害の早期解決と被害者救済を国に求める意見書（案）」を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会議員、中原 晶君。

○中原 晶議員 意見書（案）を提案いたします。

意見書案第4号

石綿被害の早期解決と被害者救済を国に求める意見書（案）

本議案を別紙のとおり、岬町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提出者は岬町議会議員、中原 晶です。

賛成者は次のとおりです。敬称は省略させていただきます。

賛成者、岬町議会議員、辻下文信、和田勝弘、辻下正純、反保多喜男、豊国秀行、岡本重樹。

以上であります。

趣旨説明は、朗読によりかえさせていただきます。

石綿被害の早期解決と被害者救済を国に求める意見書（案）

泉南地域は、明治時代末以来約100年間にわたり、石綿紡織とその関連工場が多数操業し、岬町においても石綿を扱う工場が確認されている。

その結果、従業員と近隣住民に肺がん、中皮腫、石綿肺が多数発症している。国は戦前の昭和15年当時、泉南地区の石綿工場と周辺部に医者・研究者による調査団を送り、綿密な調査を行い、被害の実態を把握していたにもかかわらず、経済発展のために、船舶や発電所、自動車、重化学工業に石綿製品の供給を黙認してきた。

石綿被害者は今も苦しんでいる。しかし、多くの被害者はすでに亡くなっており、国による追跡調査は困難を極めている。そのため、被害者の高齢化・老齢化、またそれに伴う病状の進行を考える時、被害者の立場に立った速やかな対処が求められる。

よって、国及び政府に対し、泉南地域のアスベスト被害の早期解決と被害者の早期救済を要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月18日

大阪府泉南郡岬町議会

提出先は、内閣総理大臣、環境大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上であります。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

○谷本 貢議長 これをもって趣旨説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、意見書案第4号「石綿被害の早期解決と被害者救済を国に求める意見書(案)」について、起立により採決します。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○谷本 貢議長 起立多数です。

よって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

○谷本 貢議長 以上をもって、今期定例会の会議に付された事件はすべて議了しました。

以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成21年第4回岬町議会定例会を閉会します。

慎重審議、ありがとうございました。

(午後1時30分 閉会)

以上の記録が本町議会平成21年第4回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成21年12月18日

岬町議会

議 長 谷 本 貢

議 員 出 口 實

議 員 奥 野 学